

人事行政の運営等の状況の公表について

土浦市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、令和7年度の人事行政の運営等の状況について以下のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職種別職員数の状況 (人)

職種区分	令和7年度		令和8年度		
	当初	退職	採用	新規再任用	当初
行政職	824	▲ 22	23	0	825
消防職	203	▲ 8	6	0	201
技能労務職	21	▲ 3	0	0	18
合 計	1,048	▲ 33	29	0	1,044

※1 職員数は、常勤の職員で、再任用職員（短時間勤務を除く。）、他団体等への派遣職員及び休職者を含み、会計年度任用職員は含みません。

※2 行政職、技能労務職には、企業職（水道課職員）を含みます。

※3 技能労務職員とは、単純な労務に雇用される職員で、運転手、清掃職員、給食調理員等をいいます。

※4 令和8年度の採用には、令和7年10月1日付け採用者を含みます。

(2) 職種別応募採用者数

令和7年10月1日採用 (人)

職種区分	応募者数	受験者数	採用者数
事務職	107	94	5
土木職	2	2	0
建築職	0	0	0
保健師	5	5	2
社会福祉士	3	2	1
心理士	2	1	0
消防職	53	48	3
合 計	172	152	11

採用試験受付期間

令和7年5月15日～5月28日

第1次試験実施日

令和7年6月6日～6月15日

第2次試験実施日

令和7年7月9日～7月10日

第3次試験実施日

令和7年7月23日～7月24日

令和8年4月1日採用 (人)

職種区分	応募者数	受験者数	採用者数
事務職	223	196	5
土木職	4	3	1
建築職	1	1	1
機械職	1	1	0
電気職	2	2	0
化学職	2	2	0
保健師	2	2	2
社会福祉士	3	3	2
管理栄養士	16	13	1
心理士	2	1	1
消防職	102	97	3
法務専門官	5	5	1
合 計	363	326	17

採用試験受付期間

令和7年8月18日～8月31日

（法務専門官採用）令和7年7月14日～8月18日

第1次試験実施日

令和7年9月10日～9月23日

第2次試験実施日

令和7年10月20日～10月22日

第3次試験実施日

令和7年11月10日～11月12日

（法務専門官採用）令和7年8月25日

【追加再募集実施】

採用試験受付期間

令和7年11月1日～11月12日

第1次試験実施日

令和7年11月15日～11月24日

第2次試験実施日

(3) 任命権者別職員数の状況

(人)

任命権者	職員数		
	R7.4.1	R8.4.1	対前年増減
市長	739	739	0
議長	8	8	0
教育委員会	86	84	▲ 2
選挙管理委員会	2	2	0
代表監査委員	4	4	0
農業委員会	6	6	0
消防長	203	201	▲ 2
合 計	1,048	1,044	▲ 4

2 職員の人事評価の状況（令和7年度）

区 分	評価期間	評価の種類
中間評価	令和7年4月1日から令和7年9月30日まで	能力評価、態度評価、業績評価（目標管理）
総合評価	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで	能力評価、態度評価、業績評価（目標管理）

3 職員の給与の状況（※給与とは、給料と手当の合計額をいいます。）

(1) 給与支給総額（令和7年度決算見込額）

(人、千円)

職員数 A	給 料 B	職員手当 (期末勤勉手当を除く。) C	期末勤勉手 当 D	退職手当 E	合 計 B+C+D+E
1,064	4,010,765	1,178,508	1,832,212	614,595	7,636,080

※特別職を含まず、再任用短時間勤務職員分を含みます。

(2) 過去3年間のラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数

令和5年	令和6年	令和7年
94.8	96.0	96.4

※指数は地域手当補正前

※令和6年度及び令和7年度に特別昇給（普通昇給に一律2号を加算し昇給）を実施。

(3) 初任給、平均年齢、平均給料月額（令和7年4月1日現在）

(円)

職種区分	初任給	平均年齢	平均給料月額
行政職	大卒 225,600	42.0歳	317,200
	高卒 194,500		
消防職	大卒 251,800	37.7歳	317,500
	高卒 211,600		
企業職	大卒 225,600	44.7歳	325,000
	高卒 194,500		
技能労務職	高卒 185,700	55.6歳	285,200

※特定任期付職員は含みません。

(4) 主な職員手当の状況（令和8年3月31日現在）

職員に支給する主な職員手当は、次のとおりです。

手当の名称	内 容
管 理 職 手 当	○ 管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する者について、その職務の特殊性に基づき、月額30,000円～110,000円を支給しています。
扶 養 手 当	○ 扶養親族のいる職員に対し、生活費の補てんを目的に支給しています。 扶養親族の範囲は、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいいます。 (配偶者…月額3,000円、子…月額11,500円～16,500円、父母等…月額6,500円)
地 域 手 当	○ 平成18年4月から、給与構造改革による基本給の引下げに伴い、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映させるよう創設された手当です。 支給率は、国の支給率に準じて定めることとされています。 (給与基礎額の9%を支給)
住 居 手 当	○ 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃の半額程度を月額28,000円を限度に支給しています。
通 勤 手 当	○ 電車やバス等の利用者に対し、6か月定期の価額を基本として支給し、自家用車等の利用者に対しては、片道2km以上で距離に応じ2,000円～38,700円を支給しています。
時間外勤務手当	○ 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に対して支給しています。
特殊勤務手当	○ 危険・不快又は困難な勤務等に従事する職員に対して支給しています。
期 末 勤 勉 手 当	○ 民間企業のボーナスに当たる期末手当及び勤勉手当は、年間で、給料月額等の4.65月分を6月・12月の2回に分けて支給しています。 6月 … 期末手当：1.250月分、勤勉手当：1.050月分 12月 … 期末手当：1.275月分、勤勉手当：1.075月分 計 期末手当：2.525月分、勤勉手当：2.125月分
退 職 手 当	茨城県市町村総合事務組合の退職手当条例に基づき、退職時の給料、勤続年数等に応じて支給しています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（令和8年3月31日現在）

正規の勤務時間	休憩時間
午前8時30分～午後5時15分（1日7時間45分）	正午～午後1時

※ 施設等においては、上記の勤務時間と異なる場合があります。

※ フレックスタイム制を導入しています。

(2) 休暇（令和8年3月31日現在）

休暇の名称	内 容
年 次 休 暇	○ 4月1日を基準として、1年につき20日間 ○ 年度の中途において新たに職員となる者は、当該年度における在職期間に応じた日数
療 養 休 暇	○ 職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ○ 私事による負傷又は疾病のため療養する場合は、90日以内において必要と認める期間
特 別 休 暇	○ 子の看護、結婚、出産その他特別な事由により、職員が勤務しないことが相当であるものとして規則で定める場合必要と認める期間
介 護 休 暇	○ 職員が配偶者、父母、子等で、負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 ○ 3回を超えず、かつ、通算して6か月を超えない期間内において必要と認められる期間 ○ 勤務しない期間（時間）は無給

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の取得者数（令和7年度における取得者） (人)

区 分	1年以下	1年超2年以下	2年超3年以下	合 計
男性職員	22	0	0	22
女性職員	8	11	22	41
合 計	30	11	22	63

(2) 介護休暇の取得者数（令和7年度における取得者） (人)

区 分	取得者数
男性職員	1
女性職員	0

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の件数（令和7年度） (件)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	10	0	10
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	10	0	10

※ 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保という目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反して免職、休職等の処分を行うことです。

(2) 懲戒処分の件数 (令和7年度)

(件)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	1	0	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	1	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	0	1	1	0	2

※ 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁として免職や減給などの処分を行うことです。

※ 会計年度任用職員は含みません。

7 職員の服務の状況

区 分	件数	備考
職務に専念する義務の免除	204	地域活性化シンポジウム等
営利企業の従事等許可	62	駐車場賃貸業、大学非常勤講師等

※ 会計年度任用職員は含みません。

8 職員の退職管理の状況

区 分	件数	備考
再就職者による依頼等	0件	

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の状況 (令和7年度)

(人)

研修名	対象者	人数
自主研修	希望職員	1
階層別研修	階層別指定職員	414
人事評価研修	新任評価者及び現任評価者	122
専門研修	指定職員、希望職員	150
派遣研修	指定職員、希望職員	25
消防職員に係る研修	新任消防職員、指定職員	58

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利制度

○茨城県市町村職員共済組合

主な事業	事業内容
短期給付事業	○ 組合員とその家族の病気・出産・災害等に対して必要な給付を行う。
長期給付事業	○ 組合員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う。
福祉事業	○ 健康診査等の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付等を行う。

○土浦市職員互助会

(千円)

主な事業	事業内容	事業費 (令和7年度)	うち市補助金
給付事業	○ 各種見舞金、祝金、弔慰金等の給付を行う。	6,614	—
福利厚生事業	○ スポーツ大会、レクレーション事業、短期人間ドック受診助成等を実施する。	20,180	5,700
貸付事業	○ 生活資金等の貸付を行う。		

○その他

主な事業	事業内容
健康診断	○ 職員に対し定期健康診断や胃・肺・大腸ガン検診等を実施する。
メンタルヘルスケア	○ 研修の実施や心の健康相談等を行っている。

(2) 公務災害等認定件数 (令和7年度)

区 分	件数
公務中の災害	3件
通勤途中の災害	1件

(3) 利益の保護の状況 (令和7年度)

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する審査請求	0件